

**タイ市場をターゲットとした魅力発信事業
企画・運営等業務
仕様書**

令和7年6月

岩手県 県南広域振興局経営企画部産業振興室

この「仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「タイ市場をターゲットとした魅力発信事業企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

県では、令和5年度より今後來訪の増加が見込まれる「タイ市場」を中心に現地におけるプロモーション活動やタイ・テレビ局誘致による観光PR等、様々な施策を実施してきた。

本事業では、県南エリア（※）の魅力ある観光資源を紹介するとともに、その場所までの交通手段等、タイ人観光客（FIT）が旅行にあたって必要となる情報を盛り込んだ動画の作成及び発信を行うもの。

※県南エリア…花巻市、北上市、遠野市、奥州市、一関市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町

2 委託業務の内容等

本業務の委託内容について、次に掲げる各項目が効果的かつ円滑に運営されるよう企画提案を行うこと。なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施すること。

(1) 県南エリアの観光資源等を盛り込んだ動画の作成・配信

県南エリアへの誘客促進を目的とし、インフルエンサーを招聘し、動画の作成及び配信を行うこと。

ア 内容

- (ア) 日本への旅行に興味のあるタイ人に向けて、岩手県南エリアの認知度向上・誘客促進を目的に、インフルエンサーによる、動画の作成・配信を行うこと。
- (イ) 県南エリアの観光地等の見所に加え、旅行する際の交通手段や所要時間を盛り込み、動画を見た人が実際にその場所を訪問できるような動画とすること。
また、県南エリア8市町のうち、4市町以上からタイ人に訴求力（人気）の高い体験・食・観光地・観光施設等を訪問場所として選定すること。
- (ウ) 動画の発信媒体はYouTubeを必須とし、インフルエンサーがその他SNSアカウントを所持している場合はそのアカウントによる発信も認めることとする。
【想定】Instagram、Facebook)
- (エ) 配信後、いつでも視聴できるようにする等、広報効果が一時的ではなく継続することが期待できるような内容とすること。
- (オ) 視聴回数の上に向け、各種広報媒体を活用して配信した動画の周知を行うこと。

イ 委託期間

委託契約締結の日～令和8年3月20日（金）

具体的な撮影と配信の日程については、別途、契約時に調整することとする。

ウ 動画時間及び配信回数

10分以上の動画を3回以上配信すること。

エ 留意事項

- ・ 受託者は、県や関係機関と連携しながら、企画立案、取材・撮影・出演の交渉、制作等必要な業務の一切を行うこと。
- ・ 撮影にあたってかかる費用（交通費・食費・宿泊費及び体験料）の一切は、委託料の中に含めること。ただし、車での移動が必要な区間（県内に限る）については、発注者が準備することとする。

(2) 自由提案（任意）

本業務実施に際し、(1)に加え、本業務の目的に合致した効果的な企画があれば提案すること。なお、自由提案の実施に要する経費は企画コンペ実施要領「2(4)委託料の上限額」の範囲内とする。

(3) 成果品

本仕様書の内容に従い、全ての業務の完了後は、(1)、(2)の実績等をまとめた実施報告書を提出すること。

報告書には、取材先一覧、掲載 SNS の URL、配信日を記載すること。

(4) その他、事業の実施に必要な業務全般

ア 契約締結後、速やかに県と打ち合わせ、履行スケジュール、執行体制の調整を行うこと。

イ 県の指示に従い、定期打ち合わせ及び必要に応じ随時打ち合わせを行うこと。

3 契約に関する条件

(1) 個人情報の保護

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者を指定し、県に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならない。

オ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合がある。

カ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画コンペ実施要領」中、「3 参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(3)から(8)を満たすものとする。

(4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(3)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(5) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物並びに資料及びその利用に関する著作権、所有権等については、原則として委託料の支払の完了をもって受託者から県に移転するものとするが、その詳細については、県及び受託者で協議の上、定める。

(6) 備品等の取扱い

本業務の実施に必要となる機械・器具の購入等については、原則としてリース又はレンタルでの対応とする。

(7) その他

本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。